

岩倉具視書翰（代筆 箱根戦争後、岩倉具視から軍務官吉井幸輔にあて、小田原藩家老の所置について書かれたもの 明治元年6月）
 神奈川県立文化資料館蔵

昌之助以下の脱走には寛大の御処置を受け、此度翻然忠勤を抽んずべきであるのに、それが無いのはいかんとの詰問に対しては、さる二十日、遊撃隊脱走の者どもが箱根関所を襲ったので、早速人数を差し出して防戦に及んだが、この脱走兵どもは、主家（徳川家）に対する名義を立てたい心組みに相見えたのでこれを討ちとるに忍びないところから兵力を振りかね、また小田原城中にも同様の志ある者もあるようであるので、重役どもも苦心の末、家老渡辺了叟の計らいで箱根関所出張の隊長吉野大炊介に、一時の策略でしばらく和解するように申し渡した。ところが、いったん和解となると遊撃隊士がその機に乗じて追々関内に入りこみ、城下に来たので心ならず三、四日逗留せしめた。これ全く了叟の不埒の取り計らいからおこったことにて、畢竟藩主忠礼の不行届につき偏に恐れ入り奉る。以上が答弁書の荒筋で、小田原藩の苦境のほどもこれでわかるのである。

小田原藩の伏罪処分

翌二十六日、河田下参謀、三雲軍監が山口・鳥取・津・岡山の四藩兵を率いて小田原城に入城し、大総督府の達書を手交した。また、江戸の藩邸は召し上げられ、重臣は反乱の責任を問われて、六月となつて五日、家老渡辺了叟以下、吉野大炊介・早川矢柄・関山小左衛門の四名が取り調べのために江戸に護送された。同月十日、家老岩瀬大江之進が責任をとって自決した。

小田原藩はこの不祥事件によって一藩の命脈が重大危機に直面したので、支藩の荻野山中藩主大久保教義が忠礼の勤王に二念ないことを哀訴して寛典を懇願した。また小田原宿の組頭、名主、人足肝煎らも連名で藩主家累代の恩沢を述べて寛典を歎願し、「当今御一新の御時節、卑賤の下情採用遊され候令を仰出され候御仁政有難く感戴……」と、新政府の下情採用の言質をとって歎願しているのが注目される。この名主以下は、韭山代官江川太郎左衛門手付富沢正右衛門に対しても同趣旨の歎願書を差し出している。

九月二十七日に至って小田原藩の処分が決まった。「……於其方は、不存趣申立候と雖も、一体其方藩屏之大任に居りながら斯る重大之事件不存候段、何分にも申訳不相立候二付、已に城地領地等被召上、謹慎被申置候処、今般出格之御仁恤を以其方儀は永蟄居申付……」と寛典に付して藩主忠礼に対して永蟄居を命じ、特旨をもって家督を支族荻野山中藩主大久保教義の長子岩丸、当時十二歳をして継がしめ、削封して七万五千石を賜ることとなった。岩丸は後に忠良と改めた。辛じて藩主永蟄居と削封の処分が効われたのである。翌二十八日には反逆の首謀者渡辺了叟の処分をするようにとの内命があったので、十月十日、これに切腹を命じて責任をとらせた。以上で新政府に抵抗した箱根戦争の幕が閉じたのである。

四 版籍奉還と藩政改革

新政府は成立そうそう、前記のように近畿以西の旧幕領の要地に鎮台、裁判所を設け、四月十九日に至って府藩県三治制
横浜に神奈川県裁判所を設けた。

翌年閏四月、政府は「政体書」を制定して、中央・地方の新官制を定め、地方制度は府、藩、県三治の体制とした。もとよ

りこの閏四月の段階では、東北諸藩をはじめ、まだ新政府の統治に服さない藩も少なくなかった。関東では譜代大藩の小田原藩のごときがいったん勤王を声明しながら佐幕に反転している。政府は諸藩の自主制を漸次おさえ、藩制の均一化をはかる方針をすすめて、同十月二十八日、「藩治職制」を制定し、各藩は一樣に藩主の下に執政（元家老）、参政、公議人（以上藩政役職）と、藩主家の家知事をおくことを定めた。これはこれまで各藩まちまちであった藩の職制の統一化であった。小田原藩では執政に大久保弥右衛門・大久保将監、参政に山本修理・横井主税・向井弾右衛門・正木権太夫・堀江寛左衛門、公議人に堀江寛左衛門（兼任）、家知事は瀬戸与次左衛門が就任した。これはたまたま箱根戦争後の藩政立て直しの際であったので小田原藩はここで体制を改め、禄制も新たに定めた。荻野山中・六浦両藩の新人事は明らかにはたいが、『官版議員人名録』によると荻野山中藩の公議人は岡本太郎、六浦藩は宇田節之助とあって公議人の名前だけは判明する。また『公議所日誌』をみると、小田原藩公議人堀江寛左衛門の発言が散見されて活躍の一端がうかがわれる。

版籍奉還

明治二年一月、薩長土肥四雄藩主が連署して、長年にわたって領有してきた領地領民（版籍）を朝廷に奉還するといわゆる版籍奉還の上表を提出した。この上表に対して政府当局は、近々天皇の東京再幸の後、公論をつくして何分の沙汰をするという回答をした。これは大小諸藩の対応をみるためであった。ところが諸藩は、四藩主の上表に順応するという大勢となつて、あいついで、ほぼ同様の奉還願いの上表を提出するようになった。小田原藩も三月二十一日、これを提出した。冒頭ぼうとうに「謹テ言上仕候、曩ニ臣忠良之家、奉触天譴、戦慄万死之余、聖恩弘大、奉蒙天地包含、公仁之御沙汰ヲ蒙リ奉リ、再造之御寛典、誠感上、何之至奉存候」、つづいて「抑、方今、大政維新之際、諸藩追々、封土人民返上之建白これあり候旨伝承仕、誠心曠世之卓見と奉存候、臣思良其例に従ひ版籍奉還、更に天裁ひ仰き奉り度、右宜しく御執奏願ひ奉り候、誠恐誠惶頓首再拜」と述べている。とくに箱根戦争の失態を謝しているのがその特色というべく、この一件が小田原

藩とつていかに大きな痛手となつたかを示している。諸藩の上表はがいて四雄藩上表に追従するものが多く、なかには何らか奉還理由を掲げたものもあるが、小田原藩の場合は、ただ天譴を謝して諸藩の例に追従するというのみである。これも前年の失策で片身の狭い思いがあったためにほかならない。

六月十七日から、さきの諸藩主の奉還上表を聴許するという形で版籍奉還を執行した。小田原藩主に対しては翌十八日この示達があつて、その翌十九日、大久保相模守忠良に対して「小田原藩知事被仰出候事」という辞令がでて、忠良は新たに小田原藩知事に任命され、旧藩士も執政以下そのまま旧主の下で藩治に当たることとなった。

なお、この藩知事には家禄として旧領地の現石の十分の一を与えられた。現石（現米）とは、当時現在の領地の実収入である。小田原藩は七万五千石であつたが、これは草高であつて、実際の高はそれよりはるかに低い一万三千四百石であつた。そこで藩知事の家禄も二千三百四十一石となった。また旧家臣の執政以下にも旧俸禄を削減した家禄が与えられた。

小田原藩の 版籍奉還によつて、諸藩は領主制から、実質的には政府の地方行政区画へと転じた。したがつてその体制も更**藩制改革** 新されねばならなかつた。小田原藩は、この月、藩知事から直書をもつて左のように達した。

「我儕不肖幼弱之身ヲ以テ宗家ヲ相統致シ有難ク候、爾来及、バズ乍ラ御先規ヲ継述致シ忠孝謙恥ヲ振起シ、勤王専一ニ存込候外コレナシ、然ル処、方今形勢一同存知之通、明詔ヲ以追々仰出サレ職制兵制等段々御変革コレアリ候ニ付、藩々ニ於テ勲旨ヲ尊奉、夫々改制致候事故、則チ今般、職制兵制等一新致改革候、夫ニ付、旧勲大禄、或ハ高席ノ者等、祖先并ニ当人共ニ対シ候テハ忍ヒ難キ情実至リ候得共、諸藩ノ振合ヲ以、高下ニ拘ラズ悉皆統隊ニ團結致シ、向後、弥々文武之道芸勉勵致シ、合一時忠誠ヲ以テ時勢ニ応シ藩屏之任、人救之職確然相立候様志願致スベキニ付、闔藩此意ヲ体シ、専精尽力、職任ニ供候様致タク候、猶委細之義ハ執政共ヨリ申聞スヘク候

六月

三御目付ニ

右の論達とともに藩の職制も全面的に刷新して左のように改めた。

官職順序

<p>一等官 城代 家老 家老格 二等官 年寄 年寄格 番頭 三等官 用人 用人格 大目付 (以下中略)</p>	<p>(旧称)</p>
<p>留後 執政 准執政 公議人 参政 准参政 番師 留後嫡子 執政嫡子 准執政嫡子 庶務知事 准庶務知事 大監察</p>	<p>(改称)</p>
<p>四等官 社寺奉行 町奉行 郡奉行 手先組頭 側詰 (以下略) 五等官 大勘定奉行 奥付用人 普請奉行 屋敷奉行 山奉行 小納戸 近習</p>	<p>(旧称)</p>
<p>上等兵士半隊長 社寺知事 市政知事 郡政知事 銃卒隊長 侍長 会計判事 内知事 營繕判事 宅地判事 山林判事 炮車長 司器 近侍</p>	<p>(改称)</p>

右は江戸時代以来の家老以下の名称を「藩治職制」等によって改め、かつ職制全体を一等官から九等官の九等に編制したものであるが、翌七月七日、中央で「職員令」が制定され、地方制度では、藩に知事一人、大参事、権大参事、少参事、権少参事、

(『明治小田原町誌』から)

等をおくこととなったので、この「職員令」に準じて職制を更新してふたたび左のように改めた。(『明治小田原町誌』上)

正一等官	大参事	兼軍務局文武領総裁	加藤 亨
同	同	兼会計局総裁	大久保綱三 前名(弥左衛門)
従一等官	権大参事		山本 節
同	同	兼軍務局文武領副総裁	横浜作十郎
同	同	兼会計局副総裁	向井 東
同	同		正木 新
同	公議人	東京在勤	堀江 勇
正二等官	少参事	兼会計局主事	三幣 玄
同	同		中垣 斎(斎高)
同	同	兼会計局主事	石原五郎右衛門
同	同	兼軍務局文武領主事	近藤 線
従二等官	権少参事		山本九三
同	同		大久保一養
同	同		奥 孫六
同	同		石原 渡

(三等官以下略)

版籍奉還によって諸藩主は旧領地の藩知事に任命されたほか、京都の公卿とあわせて華族となった。大久保忠良も華族となった。なお明治十七年制定の「華族令」によって、当時の当主大久保忠礼(明治十年の西南戦争で忠良戦死となって忠礼再承)が子爵に叙せられた。藩主が華族となったのと同時に各藩の家臣は、幕臣などとともに目見^{めみ}以上を士族、以下を卒とした。この明

治二年当時の小田原藩の士族、卒の数はどれほどあったか、『藩制一覽』（旧修史館本・明治二、三年にわたる各藩書上げ、日本史籍協会叢書本）によると士族の戸数は七百五十四軒、人口二千八百九十一人、内男千九百十二人、女千九百七十九人、卒戸数四百六十九軒、人口千五百七人、内男七百七十一人、女七百三十六人とある。士族以外をあわせた全一万七千三百九十六軒、人口八万四千二百五十七人、内男四万三千三百一十一人、女四万九百四十六人とある（有信会文庫「明治二年十月藩政其他取調一件帳」中の「閩藩戸数人口取調」の士族、卒の戸数、人口は一致するが、他の数字は一致しない）。

つぎに兵制については『明治小田原町誌』引用の「兵制変革規則」（明治二年六月の条）に「留後班より以下門地に拘らず平土に至るまで職員に列せざる者総て兵隊に団結す、且給禄を平均するの大意を表し、假令大禄の者たりとも兵隊に編入する上は全く米三十俵高を定給とし其職高より割合を以軍資金を上納すべし、全給三十俵に盈ざる者は出張中三拾俵に増す」とある。また「藩政其他取調一件帳」に左の兵員数がある。

第大隊 但八小队 人足 三百八十一人、散兵二小队 人足 九十四人、大砲二門 人足 二十三人

つぎに学制も改革された。小田原藩にはすでに藩校文武館があった。これは大久保忠真が文政五年に開校したもので、表向き集成館と称したが、藩内では文武館と称した。六月、この文武館の規則を改正し、従来、士分以下は入学を許さなかったものを、士分以下も文武の教授を受けられることとした。改正規則は左のとおりである。

- 一、執政参政庶務知事之内日々見廻り之事
 - 一、文武督学御用途之節は申合成丈日々見廻之事
 - 一、文武局監察申合日々者つゝ終日詰切之事
 - 一、文武知事申合終日四人つゝ詰切之事
 - 一、文助教師申合終日四人つゝ詰切之事
- 但当分是迄学頭詰制限之通可相心得候事
- 但当分是迄助教師詰制限之通可相心得候事

翌三年九月十日、中央で新たに「藩制」が制定されると小田原藩では翌十月十九日、藩知事直書の論書を発し、今般朝廷か

ら藩政御規則（「藩制」か）がでたので、その御趣意によって全藩、従来の席次を廃し、一等以下十六等の等級に改める。そのため、それぞれ祖先、またはその身の勲功によって与えられた席次を失う者も少なからず、さぞかし不本意の者もあろうが、誠にやむをえないことゆえ、一同遺失なく相心得、いよいよもって全藩一和朝旨を奉ずるようにと述べ、大参事が九等官となり、以下史生、庁掌、文教助、武教師の十六等官に至る藩庁役人の等級を定めた（この新官等は、前掲明治二年六月の「官職順席」ではなく、三年八月に中央政府制定の「官禄定則」によるもので、地方官では県知事が七等官、権知事が八等官であるから、藩の大参事はそれに準じて九等官となるわけである）。

小田原城の破却と

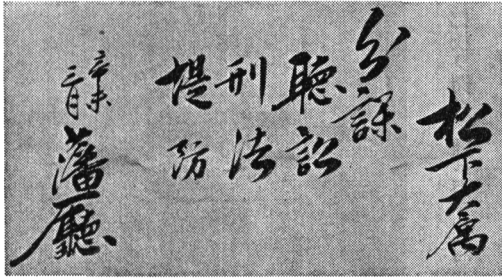
明治三年の閏十月二十日、藩知事から小田原城破却の申請がでた。これは政府の旧城郭破却の方針に添

本陣脇本陣の廃止

ったものであり、また藩としても補修の経費に窮したからであった。この申請が許されると、藩知事忠

良は先代忠礼とともに居城をでて元杉浦邸に移った。天主閣は破却後金九百両で処分することになって、これを町民の観覧に供した。破却を実見した故老の話によると、天主閣屋上の鯨しやちは銅製で、天正九年の銘があったという。

同月、また、旧小田原宿の本陣、脇本陣を廃止した。このとき本陣は、清水金左衛門・片岡永左衛門・久保田甚四郎・清水彦彦郎の四軒で、ほかに脇本陣が四軒あった。この本陣廃止で旧来の小田原宿の立前も失われて、東海道筋のたんなる地方都市となった。そこで町政も改革を要するので同年十二月二十六日、町年寄から十一条の論達がでた。まず、町として新たな結束を固め、年始めの贈物を禁止するなどを説くとともに、町民の生計も従来どおりでなくなろうから、町民はそれぞれ土地相應の営業を行い、商家はいよいよ奮発してその道にはげんで繁栄をはかるべしと、時代相應の転換の工夫を説いた。また町役人は従来、家柄によって定められていたが、これからは人才挙用の趣旨で拔擢ばつてきする。以上のような町政刷新をはかり、町役人は町年寄を首席として以下伝馬所元締役、用達、伝馬所年寄、名主、取締役、組頭、用聞等の席次を定めた。（『明治小田原町誌』）



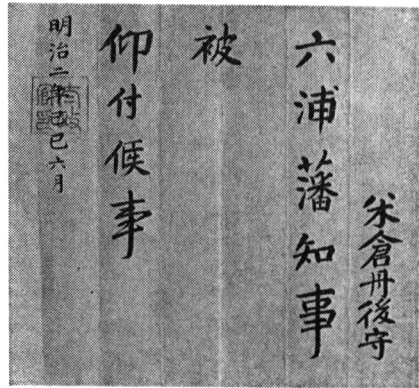
荻野山中藩松平大属の辞令

松平重治氏蔵

荻野山中藩 荻野山中藩は譜代一万三千石の領地が相模国諸郡と駿河・伊豆両国にまたがった藩領構成であった。(資料編5の領地更新 近世2荻野山中藩参照)。明治を迎え、本藩の小田原藩が箱根戦争の渦中にまきこまれて譴責^{けんせき}をうけると、その救済に尽力をし、その結果、本藩は減封によって辛うじて存続を許された。ところが、明治元年九月、所領の大半を占める駿河・伊豆両国にある領地高九千八百九十石余が上知を命ぜられ、相模国愛甲郡に代替領を与えられることとなった。この領地替はこの年五月、徳川宗家を継いだ田安亀之助(後徳川家達)が新たに駿河国静岡七十万石に封ぜられたためと思われるが、すでに伊豆国の領地は、韭山代官(韭山愚)の管下に組みこまれていたのである。

このように荻野山中藩領の一部が上知されたが、代替地の交付が遅れたのでその年の年貢収納が大減収となった。翌二年の三月下旬となって、代替地に予定された相模国愛甲郡内で戸室村以下二十四か村が与えられた。旧領中荻野村以下六か村とあわせて、三十か村総高一万三千六百八十四石余となった(前掲『荻野山中藩』の「明治維新と荻野山中藩」による。なお、代替領地は、資料編5近世(2)二九九号文書による。前記『荻野山中藩』二〇七―二〇八ページ引用資料では戸室村以下十九か村となっている)。このようにして荻野山中藩は領地が相模国に集中し、旧来の山中陣屋は山中民政局と改まった。翌四月には庶政更新のために「郷中御条目」を定めている(前掲『荻野山中藩』)。

版籍奉還と荻野山 明治二年正月の四雄藩主の版籍奉還の上表の趣旨に添って荻野山中藩中藩・六浦藩 も奉還の上表を提出したので、六月二十三日、藩主大久保教義が改めて荻野山中藩知事に任命された。小田原藩同様、藩政を改革して大参事には旧家老井戸平格



六浦藩知事任命辞令

米倉達子氏藏

が就任した。現在関係資料が散失しているので改革の具体的なことは判然としな
いが、当時、大属となった松下祐信の自伝によると、民政局には租税、聴訟、断
獄、社寺、勸業、教育等の部局があった。松下祐信の自伝には当時の藩政の様
があるが、教育の情況については、次のような記事がある。

「教育ハ昔時士人以上ニ行ハレ民間ニハ行ハレス、民間稀レニ見ル処ノモノハ僧侶ノ
不完全ナル読書ヲ授クルト、所謂寺子屋者流ノ兒童ニ筆ヲ教エルモノアルニ過ギズ、予
常ニ之レラ慨ス、時に岡藩ノ処士若松幹男ナル者管下妻田邑富農永野茂ノ家ニ寄遇シ
子弟ニ漢学ヲ教授ス、即チ村夫子ナルモノナリ、彼レ性磊落落酒ヲ好ミ所長ナント雖モ頗
ル学問アリ、決テ普通ノ村夫ニアラズ、則チ永野ト協議シ同村内ニ於ル荒廃セシ家屋ヲ
修理シ、之レニ若松ヲ移シ、以テ郷学校トナシ、村民子弟ノ教授ヲ司ラシム、予諸有志
ト共ニ臨ミ開校式ヲ挙ク、当時地方民間始テ咿唔ノ声ヲ聞クニ至レリ、次ヒテ山際邑亦
ト共ニ臨ミ開校式ヲ挙ク、茲ニ至テ管内教育ノ作振ヲ促シ、風教ノ効果空シカラス、大ニ学問思想ヲ鼓吹セリ……」

『藩制一覽』によると、土族七十二戸、人口二百八十五人、内男百四十二人、女百四十一人、卒三十三戸、人口五十七人、
内男三十七人、女二十人（外に卒二十五人）土族卒以外戸数二千二百二十六戸、人口一万二千二百五十五人とある。

六浦藩（藩主米倉昌言）について資料編5近世(2)には関係資料が載っているが、明治以降のものはない。当時の藩政資料はす
でに散失しているので明らかにしたいが、前掲『藩制一覽』には、草高一万一千九百九十九石余、土族七十九戸、人口三百
二十四人、内男百四十五人。女百七十九人、卒八戸、人口四十六人、内男四十人、女六人、平民二千三百三十五戸、総戸数二千
三百六十二戸、人口一万二千八百四十八人とある。このような三藩の体制のもとに明治四年七月の廢藩を迎えたのである。

第四節 開港場の新文化

一 横浜絵

日本のなかの異国

いわゆる安政の通商条約によって、横浜が開港されたのは、安政六年六月二日（一八五九年七月一日）のことである。開港後の横浜は、まさしく日本のなかの異国であった。ここには外国人の居留地が造成され、さらに外国との貿易を目的として住みついた日本人の住居が立ち並んだ。居留地のなかには広い道路が開かれて海岸に達し、また海岸に沿っては遊歩道が設けられた。開港の翌年、すなわち万延元年（一八六〇）二月、ジャーディン・マジソン会社が「英一番館」を建てて以来、外国の貿易商はつぎつぎに商館を建ててゆく。かつては神奈川宿のかたわらに連なる一寒村にすぎなかった横浜は、こうして異国の香りが満ちあふれる市街へと、にわかに変容していった。

当時は、いわゆる尊王攘夷の気風がみなぎっていた。外国人で殺傷される者も少なくない。そこで幕府は、居留地の安全をまもるために、居留地に通ずる道路に七か所の関門を設けて、きびしく通行人を取り締まった。関門のなかでは、吉田橋関門がとくに有名である。そして関門のなかで関内、外が関外と呼ばれるようになった。

外国人のために遊廓もつくられた。幕府の指示によって、太田屋新田のうち一万五千坪（現在横浜公園一帯）の沼地を埋立て、ここを港崎町みなとざきと名づけて、遊廓が形成されたのである。工事は遅れて、開港までには間に合わなかったが、安政六年十一月（一八五九年十二月）には完成する。立ち並んだ妓楼のなかでも、ひとときを目立ったのが岩亀楼であり五十鈴楼であった。と